

## 育児・介護休業法の改正、 仕事と生活の両立支援のための基盤整備を求める要請

現在の日本において、急速にすすむ少子高齢化は重要な社会問題となっています。育児・介護など家族的責任をもつ労働者が、男女ともに仕事と生活を両立させながら働き続けられる育児・介護休業制度の改正は喫緊の課題です。

今日、働く女性の6割近くが妊娠・出産を機に離職を余儀なくされています。また、家族の介護・看護のために離転職する労働者は、この5年間で40万人を超えています。取得しやすく、実効ある育児・介護休業制度への改正を求めます。さらに、働く女性の6割を占める非正規雇用労働者も取得できる制度への改正を求めます。また、人員が削減され、長時間労働が強いられるもとの、マタニティハラスメントが横行している現状をふまえ、職場環境の改善とともに、代替要員の確保、さらには男女ともに労働時間の上限規制を求めます。

あわせて、ILO156号条約にあるように、家族的責任をもつ労働者が働き続けるためには「保育及び家族に関するサービス及び施設等の地域社会のサービスを発展させ又は促進すること」が必要です。子どもを安心して生み育てることができる社会環境の整備、安心して介護を受けられる社会保障の拡充を私たちは求めます。

以上の趣旨から、今、すすめられている育児・介護休業法の見直しにあたって、実効ある法改正とワークライフバランス（仕事と生活の両立）の基盤整備を求め、下記事項の実現を強く要請いたします。

### 要請項目

1. 育児・介護休業法を男女ともに取得しやすく、実効あるものとするために、以下の点を改正すること。
  - ①育児・介護休業中の所得保障、代替確保について、改善すること。
  - ②介護休業の取得期間を延長すること。1日単位・時間単位などで積算して取得できる制度とすること。
  - ③子どもの看護休暇の対象を拡大し、日数を拡大すること。また、時間単位で取得できるようにすること。
  - ④有期雇用労働者の育児・介護休業の取得要件を緩和すること。「休業取得後継続雇用の見込みがあるもの」という制限を削除すること。
  - ⑤子どもの看護休暇、短時間勤務制度、時間外・休日・深夜労働免除措置の対象となる子の年齢は早急に小学校低学年まで引き上げること。
  - ⑥「不利益取り扱い禁止」規定については、罰則を設けるなど、実効あるものとする。
2. 公的保育所の増設、介護施設を増設、介護保険制度の拡充、保育士・介護職員の待遇改善など、仕事と生活の両立支援のための基盤整備を行うこと。

氏名	住所